



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 1
- 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）…………… 1

告 示

- 土壌汚染対策法第11条第2項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除（環境保全課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2

公 告

- 建設業者に対する営業停止命令（技術・建設業課）…………… 3

規 則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 8 月 28 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第61号

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和53年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2の(3)中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加え、同表備考4の(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第17条」の次に「及び第31条の7」を加え、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削り、同表備考4の(3)中「第13項、第14項及び第15項」を「第12項、第13項及び第14項」に改め、同表備考7の(2)中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 8 月 28 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第62号

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和61年沖縄県規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年度」を「平成28年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第455号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成26年沖縄県告示第553号で指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を次のとおり解除する。

平成27年 8月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 宮古島市平良字東仲宗根竹原807番の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染対策法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去

沖縄県告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年 8月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡国頭村字桃原桃原260番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第457号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、国頭加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成27年 8月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成27年8月28日から同年9月10日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 8月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 保良西里線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市平良字西仲宗根402番7から 宮古島市平良字東仲宗根377番4まで	5.0m ～ 26.1m	398.6m
新	宮古島市平良字西仲宗根402番7から 宮古島市平良字東仲宗根377番4まで	16.0m ～ 129.3m	394.4m

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の停止を次のとおり命じた。

平成27年 8月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 処分をした年月日 平成27年 8月12日
- 2 商号名 沖信建設株式会社
- 3 代表者名 喜瀬剛
- 4 所在地 沖縄県うるま市宇字堅 7 番地
- 5 許可番号 沖縄県知事 許可（特-26）第203号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
 - (2) 営業停止の期間 平成27年 8月27日から同年12月24日まで
- 7 処分の原因となった事実 当該業者の元取締役は、平成26年 8月に執行された「高江洲幼稚園増改築工事（建築）」の指名競争入札に際し、他の者と共謀の上、入札を妨害したとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害により平成27年 6月、那覇地方裁判所において懲役 1年 6月、執行猶予 3年の有罪判決を受け、その刑が確定している。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号